

目次

建学の精神、生活綱領	P 1
沿革の概要	P 2
校歌	P 4
生徒表彰規定	P 5
図書館閲覧規程	P 6
異常気象時の生徒 の登校について	P 8
生徒会会則	P 1 0
部・同好会に関する規程	P 1 7
生徒会会計規程	P 1 9
生徒会選挙規程	P 2 1

建学の精神

1 教育目的

本校は教育基本法の精神に基づいて播磨産業地帯の健全な発展に貢献し、国家社会の福祉に寄与できる教養豊かな近代的産業人を育成することを目的とする。

2 教育方針

- (1) 産学一体の教育
- (2) 個性尊重の教育
- (3) 全人的な教育

3 教育目標

- (1) 新しい商業道德の実践
- (2) 科学的精神の探求
- (3) 主体性の確立
- (4) 健全な身体の養成
- (5) 進歩向上の追求

生活綱領

1. 自分で考え

自分で行う人となろう。

1. 創意工夫に生きる

人となろう。

1. 共に喜び生きる

人となろう。

沿革の概要

明治 44 年 1 月 23 日

姫路市立姫路商業学校(乙種)設立認可

明治 44 年 4 月 1 日

姫路市北条口 70 番地に開校

大正 3 年 8 月 5 日

姫路市福沢町字辻本 184 番地に移転

大正 6 年 4 月 1 日

予科 2 年本科 3 年の甲種商業学校昇格

昭和 6 年 4 月 1 日

兵庫県に移管し、兵庫県立姫路商業学校と改称

昭和 23 年 4 月 1 日

昭和 22 年法律第 26 号により兵庫県立姫路商業高等学校と校名を変更し、姫路市立琴丘高等学校の校舎の一部に移転

昭和 24 年 4 月 8 日

併設中学校の第 3 学年は居住地の商業科のある高等学校の第 1 学年に入学

昭和 24 年 4 月 15 日

兵庫県立姫路東高等学校へ合併し、第 2・第 3 学年は同校商業科第 2・第 3 学年となる。

昭和 35 年 5 月 20 日

第 5 回教育委員会において兵庫県立姫路商業高等学校設置に関する議案が議決される。

昭和 35 年 12 月 13 日

第 84 回定例兵庫県議会において兵庫県立姫路商業高等学校を昭和 36 年 4 月 1 日に設置開校の議案が議決される

昭和 36 年 3 月 1 日

二科会会員 東村正久氏の考案に基づき校章を制定

昭和 36 年 4 月 1 日

兵庫県立姫路西高等学校における仮校舎において開校

昭和 36 年 6 月 5 日

姫路市井ノ口 468 番地に校舎の第 1 期工事竣工し移転

昭和 36 年 6 月 20 日

開校式を挙行、この日を創立記念日とする

昭和 37 年 6 月 14 日

第 2 期工事(本館)竣工

昭和 37 年 12 月 31 日

第 2 期継続工事(本館延長)竣工

昭和 38 年 3 月 31 日

第 3 期工事(第 2 校舎延長)竣工

昭和 38 年 11 月 25 日

校歌を制定する

昭和 39 年 3 月 31 日

第 4 期工事(第 3 校舎)竣工

昭和 39 年 12 月 20 日

生徒集会所竣工

昭和 48 年 3 月 31 日

格技場竣工

昭和 56 年 11 月 28 日

創立 70 周年記念式典挙行

昭和 58 年 1 月 12 日

姫商会館完成

昭和 58 年 4 月 1 日

商業科 2 学級減情報科学科 2 学級新設

昭和 58 年 12 月 13 日

情報科学科新設に伴う情報科学科棟

(鉄筋コンクリート 2 階建) 竣工

平成 2 年 11 月 24 日

創立 80 周年記念式典挙行

平成 6 年 4 月 1 日

商業科 1 学級減となる

平成 8 年 7 月 10 日

体育館竣工

平成 12 年 11 月 11 日

創立 90 周年記念式典挙行

平成 16 年 2 月 3 日

「百年の杜」桜植樹

平成 17 年 4 月 1 日

商業科 1 学級減となる

平成 21 年 3 月 26 日

プール・付属棟竣工

平成 22 年 4 月 1 日

商業科 1 学級増となる

平成 22 年 11 月 3 日

創立 100 周年記念式典挙行

平成 23 年 4 月 1 日

商業科 1 学級減となる

平成 25 年 4 月 1 日

商業科 1 学級増となる

平成 27 年 4 月 1 日

情報科学科 1 学級減となる

令和 2 年 11 月 28 日

創立 110 周年記念式典 (新型コロナウイルス

感染拡大防止のため中止)

兵庫県立姫路商業高等学校 校歌

作詞 松井利男
作曲 秋月直胤

兵庫県立姫路商業高等学校校歌

作詞 松 井 利 男
作曲 秋 月 直 胤

親しみをこめて生々と

あ おくもはる けきはりまのうみ はぶん
かのうしーおの みやくつところ ーさん業
ー にほんを みちびきここ にせかい をむす
ばむはこうのしめい ああ ー自主の
みちをともに さきがーけはえ あーるこうふ
う きずかむわれら ひめ商ひめ商あー
あーー ひめーじ商 業ー高ー校

一、青雲遙けき 播磨の海は
文化の潮の脈打つところ
産業日本を 導きここに
世界を結ばむ 母校の使命
ああ 自主の道を共にさきがけ
栄えある校風 築かむわれら
姫商 姫商 ああ 姫路商業高校

二、真白に聳ゆる 五層の城を
振り放け仰げば 光ぞ満つる
伝統正しく 承け継ぎここに
現世を厳しく あしたを開く
いざ 友よ 友よ 希望に燃えて
無限の創造讃へむわれら
姫商 姫商 ああ 姫路商業高校

三、池面ぞ清けき みどりの丘は
心の故郷 力の泉
ひとしき理想に 挙りてここに
敬愛の誓ひ 今ぞ花咲く
いざ 声揃へて 久遠の友情
母校の栄えを 謳はむわれら
姫商 姫商 ああ 姫路商業高校

生徒表彰規程

表彰の種類及び内容

推薦の基準および決定方法は次のとおりである。

1 生徒会功労賞

在学年間または、その年度中の活動で協調性・指導性・実務面での貢献度が高いとともに、生活態度が良好な個人または、執行部等の団体を生徒会顧問等が推薦し、校長が決定する。

2 部活動功労賞

在学年間または、その年度中の部活動で、競技大会等の成績が近畿大会出場または、県大会ベスト8程度以上で生活態度が良好である者とする。

競技大会等がない場合または、成績が表れない場合でも、在学年間に継続して真摯に活動し、協調性等の貢献度が高いとともに、生活態度が良好である者とする。これらの個人または、団体を顧問等が推薦し、校長が決定する。

3 皆勤賞

在学年間中すべて出席で、欠課、遅刻、早退のない者を担任等が推

薦し校長が決定する。

4 善行賞

次に該当する生徒を担任・顧問等が推薦し、校長が決定する。

- (1)個人または自発的なグループとして、奉仕活動をしたことが顕著である者
- (2)その行為が、青少年の犯罪防止・非行防止または、災害防止等に良い結果を与えたと認められる者。
- (3)人命救助等、著しく善行があった者。
- (4)その他、本校に著しく寄与したと認められる者。

5 その他

上記(1)～(4)の他に特に表彰すべき者を関係教員が推薦する。

附 則

この規程は、昭和59年3月31日から施行する。

昭和	60年	2月	20日	改訂
平成	2年	4月	1日	改訂
平成	3年	4月	1日	改訂
平成	8年	4月	6日	改訂
平成	15年	4月	1日	改訂
令和	2年	4月	1日	改訂
令和	3年	4月	1日	改訂

図書館閲覧規程

1 開館日時

- (1) 生徒の休業日以外は、開館する。
- (2) 閲覧時間は、昼休み及び放課後とする。
- (3) 長期休暇中は、随時日時を決めて開館する。
- (4) 館内の整理その他、都合で臨時に休館することがある。

2 図書館の利用

(1) 利用者の資格

原則として本校の職員及び生徒とする。

(2) 利用の方法及び手続き

ア 館外帯出

- ① バーコードの付いている図書は、所定の手続きをした上で、館外に帯出することができる。
- ② 帯出図書を期限を越えて利用したい場合は、一旦期限内に返却し、再度貸出しの手続きをしなければならない。
- ③ 帯出図書は、2冊までとする。ただし、長期休暇中など、場合により3冊以上貸出することができる。
- ④ 禁帯出表示のあるもの、辞典

類、新刊雑誌、特に利用頻度の高い参考書等は、館外に帯出することはできない。

イ 特別の必要ある場合の貸出し

① 授業用図書貸し出し

授業のために必要な図書を借り出す場合は、責任者を定め、帯出・返却の手続きをしなければならない。

② 臨時館外帯出の制限

ある時期、特に利用頻度の高くなった図書は、館外帯出を禁止、又は期限の短縮を行うことがある。

(3) 帯出期限

帯出期限は、1週間以内とする。ただし、長期休暇中など場合により延長することができる。

(4) 機器の利用について

図書担当職員に許可を得て使用することができる。

(5) その他

- ア 図書を紛失、汚損した場合は、原則として現品により弁償しなければならない。
- イ 帯出した図書を他人に貸したり、譲渡してはならない。

3 その他

- (1) 図書館内では静粛にし、他人に迷惑をかけるような行動をしてはならない。特に図書館内において飲食することを禁ずる。
- (2) 以上の規程を守れない者は、入室を禁止することがある。

異常気象時の生徒の登校について

警報の種類

暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報、高潮警報

- (1) 午前6時現在、姫路市に気象警報（注意報ではない）が発令されている場合は、登校しない。ただし、高潮警報のみの場合は、登校する。
- (2) (1)の場合でも、午前中10時までに警報が解除された場合は、午後の授業を実施する。
- (3) 午前10時以降に解除された場合は、登校しなくてもよい。
- (4) その他、危険な場合は、適宜自分で判断し、安全確保に努めること。

例)

姫路市には警報が発令されていないが、居住地に警報が発令されている場合は、担任に連絡し解除されるまで自宅に待機し、解除されしだい安全を確認して登校する。

姫路市・居住地に警報が発令されていないが、通学途中に警報が

発令されており、公共の交通機関が不通、あるいは、自転車で通行するなど危険な場合は、担任に連絡し解除されるまで自宅に待機し、解除されしだい安全を確認して登校する。

<p>県予報区</p>	<p>1次 細分 区域</p>	<p>市町村をま とめた地域</p>	<p>警報・注意報の区域</p>
<p>兵庫県</p>	<p>南部</p>	<p>阪神</p>	<p>神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 宝塚市 川西市 伊丹市 三田市 猪名川町</p>
		<p>北播丹波</p>	<p>丹波篠山市 丹波市 西脇市 多可町</p>
		<p>播磨南東部</p>	<p>加東市 三木市 小野市 加西市 明石市 加古川市 高砂市 稲美町 播磨町</p>
		<p>播磨南西部</p>	<p>姫路市 たつの市 相生市 赤穂市 太子町 上郡町</p>
		<p>播磨北西部</p>	<p>宍粟市 佐用町 神河町 市川町 福崎町</p>
		<p>淡路島</p>	<p>淡路市 洲本市 南あわじ市</p>
	<p>北部</p>	<p>但馬北部</p>	<p>豊岡市 香美町 新温泉町</p>
		<p>但馬南部</p>	<p>養父市 朝来市</p>

生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は兵庫県立姫路商業高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は、本部を兵庫県立姫路商業高等学校内に置く。

第3条 本会は兵庫県立姫路商業高等学校生徒全員をもって本生徒会を構成する。

第4条 本会は本校教育の一環として人間の尊厳の理念にのっとり、自主・創造及び平等・友愛の精神を確立し、会員相互が尊重しあい、自律的活動を促進して、民主的社会人としてその資質の育成に寄与することを目的とする。

第5条 本会は前条の目的達成のために必要な一切の事項について協議の上議決し、学校長の承認を経て施行することができる。

第6条 会員は役員選挙権、被選挙権並びに罷免権を有し、別に定める本会の経費負担の義務をもつ。

第2章 組織

第1節 役員

第7条 本会に次の役員を置く。

1 執行部役員	16名
会長	1名
副会長	1名
文化委員長	1名
書記	1名
文化副委員長	1名
会計	1名
交通安全委員長	1名
生活委員長	1名
交通安全副委員長	1名
生活副委員長	1名
体育委員長	1名
保健委員長	1名
体育副委員長	1名
保健副委員長	1名
図書委員長	1名
図書副委員長	1名

2 選挙管理委員 6名
(各学年2名を議決部より選出)

3 会計監査委員 4名
(3学年 1名、2学年 2名、
1学年 1名)

第2節 役員の仕事

第8条 会長は全会員直接選挙によって選出し、学校長がこれを承認する。

第9条 会長は、本会を代表し、執行

部会の委員長として、会務を統括する。

第10条 生徒会長は、会長以外の執行部役員を指名し、議決部会の承認を得なければならない。

第11条 副会長は会長を補佐し、生徒会長に事故あるときはその職務を代行する。

第12条 書記は庶務に従事する。

第13条 会計は、会計顧問の指導のもとに本会会計事務に従事する。

第14条 執行部役員(生徒会長を除く)に長期疾病、またはその他の理由により、欠員が生じた場合は、会長が公認を指名し、議決部の承認を得る。任期は残存期間とする。

第15条 執行部役員は、議決部及び運営委員との兼任は認めない。

第16条 執行部役員の任期期間は、10月1日から翌年9月30日までとする。

第17条 本会は次の機関をもつ。
生徒総会、議決部会、運営委員会、ホームルーム、部長会

第3章 機関

第1節 生徒総会

第18条 生徒総会は、生徒全員から成り、本会の最高議決機関である。

第19条 生徒総会は、事故ある会員を除き、全員出席するものとする。全会員の5分の4以上の出席をもって成立し、過半数の賛成をもって議決する。賛否同数の場合は生徒会長が議決する。

第20条 生徒総会の議長は会長が指名し、出席会員の過半数の承認を得なければならない。過半数の承認を得られない場合は出席会員の互選によって議長を選出する。

第21条 生徒総会は選挙管理委員会が必要と認めたとき、または、生徒会長及び議決部の過半数の要求があった時、学校長の承認を経て、生徒会長がこれを招集する。

第2節 議決部会

第22条 議決部会は各クラスより1名ずつ選出された委員長・副委員長により構成され、ホー

ムルームの自主活動を重んじ、連絡・調整・協議にあたる。

第23条 議決部会は生徒総会に次ぐ常置議決機関であり生徒会長が必要と認めた時、生徒会長がこれを招集する。

第24条 議決部は次の事項を議決する。

- 1 会則の改廃
- 2 予算の議決、承認
- 3 生徒会執行部役員の承認
(生徒会長を除く)
- 4 生徒総会開催の請求
- 5 運営委員会の重要議決事項の承認
- 6 その他本会に関する重要な事項の審議

(注) 1については生徒総会にかけなければならない

第25条 議決部委員の中より議長1名、副議長1名、書記2名を選出する。

第26条 議決部議長は議決部会の議事運営の任にあたる。副議長は議長を補佐し、議長に事故ある時はその職務を代行する。

第27条 議決部書記は議決部生徒総

会議事録を作成してその任にあたる。

第28条 議決部会は、議決部委員の5分の4以上の出席をもって成立し過半数の賛成をもって議決する。

第29条 議決部は執行部が辞任または任期満了により解散した場合は直ちに選挙管理委員会を組織させなければならない。

第3節 運営委員会とその運営

第30条 本会を運営するために次の委員会を置く。

- 1 常置委員会
生活委員会、体育委員会
文化委員会、交通安全委員会
保健委員会、図書委員会

2 臨時委員会

第31条 委員会の任務は次のとおりとする。

- 1 生活委員会
美化風紀及びボランティア活動の企画・運営を行う。
- 2 体育委員会
体育に対する関心の高揚に努め、体育行事の企画・運営に携わる。
- 3 文化委員会
文化に対する関心の高揚に努め、

- 文化行事の企画・運営にあたる。
- 4 交通安全委員会
交通道德の指導にあたり交通安全の保持、育成を図る。
- 5 保健委員会
保健衛生に関する各種活動を自主的、組織的に推進する。
- 6 図書委員会
図書館利用や読書活動を活発にするための諸活動に従事する。
- 第32条 執行部役員が任期以外で解散した場合においても、常置委員会は本会活動維持のため、継続してその任にあたる。
- 第33条 第31条の委員会は、各クラス委員より構成され、生徒会執行部の各委員がこれを主宰する。
- 第34条 全会員の過半数以上が要求し、生徒会長及び議決部会の過半数以上が必要と認めるとき臨時委員会を設けることが出来る。
- 第35条 各委員会における重要な決議事項については、議決部会の承認を必要とする。
- 第4節 ホームルーム

- 第36条 ホームルームは、それ自体の自主活動を重んじ、クラス全員の友情と連帯をはかり、本会活動の統轄を受ける。
- 第37条 ホームルーム役員は、第31条の各委員会を運営し、且つホームルーム運営のために次の役員を置く。
- | | |
|----------|-------|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 1名 |
| 生活委員 | 1名 |
| 文化委員（通年） | 2名 |
| 体育委員 | 男女各1名 |
| 交通安全委員 | 1名 |
| 保健委員 | 男女各1名 |
| 図書委員 | 1名 |
| 会計（通年） | 1名 |
- 第38条 委員長・副委員長は各ホームルーム代議員として議決部の構成員となり、クラス全員の決意を部会に反映させ、議決部会の議決事項をホームルーム会員に報告する。
- 第39条 各委員は執行部に直属して、その目的、活動に協力する。
- 第40条 クラス役員は、4月から9月、10月から3月までの2

期とし、4月、9月に改選する。再選は妨げない。ただし、3年生は1月までとする。

第5節 部活動とその運営

第41条 各部は本会活動の一環として、同好者によって運営され、次の部をおく。

【文化部】

美術部・書道部・吹奏楽部・放送部・メディア研究部・家庭科部
バトントワリング部・ビジネス部
(珠算電卓・簿記・ワープロ・情報処理・地域創生・eスポーツ・S-ENGLISH)・茶華道部・マンガアニメ部

【運動部】

陸上競技部・ソフトテニス部・野球部・卓球部・バレーボール部・バスケットボール部・サッカー部・水泳部・体操競技部・バドミントン部・少林寺拳法部・ソフトボール部
第42条 部・同好会の設立廃止は執行部で検討し、議決部での賛成の後、学校長の承認を得て、執行部が全会員に公示する。(別に定める規定による。)

第43条 部長会は、各部の部長により構成する。

各部長が必要とした場合、また執行部からの要請があった場合開催する。

第44条 各部は、部長・副部長・会計の各1名を置く。

第45条 部長は部の運営管理にあたり、健全なる部を推進する。副部長は、これを補佐する。

第46条 部会計は、部の会計事務にあたる。ただし、部長と兼任してはいけない。

第4章 選挙管理委員会

第47条 選挙管理委員会は議決部で選ばれた6名の委員により構成され、委員長は委員の互選によるものとする。

第48条 選挙管理委員会の業務は別に定める。

第5章 会計監査委員会

第49条 会計監査委員会は、会計委員の中から互選された、委員長1名、委員3名で構成する。

(3年 1名、2年 1名)

第50条 会計監査委員の業務は別に定める。

第51条 会計監査委員は、4月から9月、10月から3月までの2期とし、4月、9月に改選する。再選は妨げない。ただし、3年生は1月までとする。

第6章 補 則

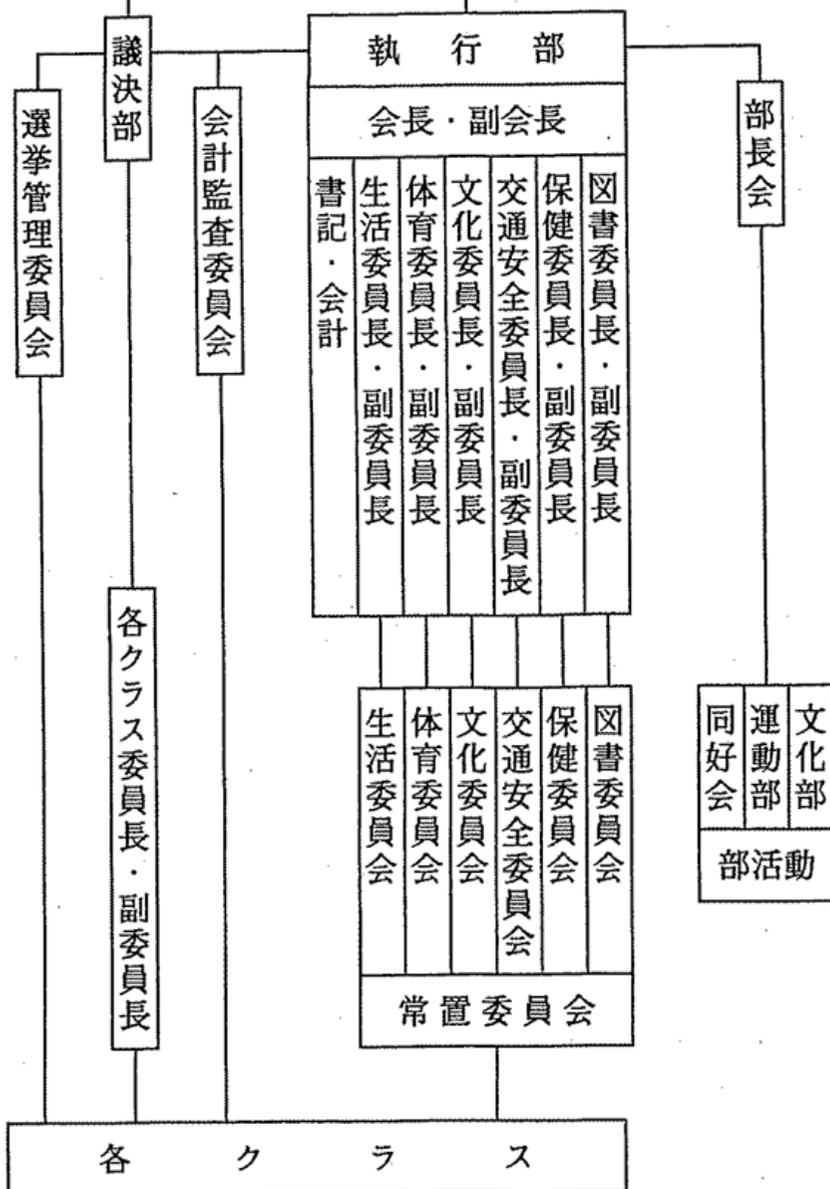
第52条 本会には会則のほか規程、細則を設ける。

第7章 付 則

第53条 この生徒会々則は平成6年4月11日より条文改正し施行する。

平成	8年	4月	6日	改訂
平成	12年	4月	1日	改訂
平成	15年	10月	1日	改訂
平成	29年	4月	1日	改訂
令和	2年	4月	1日	改訂
令和	4年	4月	1日	改訂

生 徒 総 会



部・同好会に関する規程

第1条 本規定は生徒会会則第42条の部・同好会の設立、廃止を定める。

(部)

第2条 部への昇格申請は、満2年以上の活動実績を有する同好会のみが行うことができる。(次年度より昇格する)

第3条 部設置の基準

- 1 特別活動及び部活動の目的に添うものであること。
- 2 部の名称・目的・事業が、学校・地域社会にふさわしく妥当なものであること。
- 3 指導教員(顧問)が必ず付くこと。
- 4 計画的活動が永続的にできること。
- 5 部構成員が最低限5名以上いること。

(同好会)

第4条 同好会の設立申請は、所定の用紙に必要事項を記入し、生徒会に申請する。

※申請用紙の記入事項

- 1 同好会名

2 活動目的、新設理由

3 活動内容

4 顧問名

5 会員生徒

第5条 同好会は、次の条件のもとで活動が行えるものでなければならない。

- 1 計画的活動が永続的にできること。
- 2 会員生徒数が原則として10名以上であること。
- 3 既存部活動の障害とならないこと。
- 4 指導、監督できる顧問教員が配置できること。

第6条 同好会は結成日より満2年以上たった場合、生徒会長に部昇格を申請することができる。(対外行事への参加)

第7条 対外試合等の校外行事の参加について

- 1 学校代表として参加する場合は、学校の許可を得ること。
- 2 学校長の許可を得たものは公欠扱いにする。
- 3 個人の資格で参加することは差し支えない。必ず学級担任に届け出ること。

(休部・休止・廃部・廃止)

第8条 部・同好会の休部・休止または廃部・廃止

- 1 条件が満たされなくなったとき
- 2 活動が継続的に行われていないとき。または、中断・停止しているとき。

3 その他

上記のいずれかの項に該当する場合は、休部・休止とその期間を決定する。休部・休止期間を経て、なお上記の項が改善されないときは

廃部・廃止とする。ただしメディア研究部・放送部については別途協議する。

(手続き)

第9条 生徒会に申請された部昇格・同窓会設立、休部・休止・廃部・廃止については、議決部会、職員会議を経て、学校長の承認を得なければならない。

平成 8年4月6日施行

平成15年4月1日改正

生徒会会計規程

- 第1条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。
- 第2条 本会の運営費は生徒会費・入会金及びその他の収入をもって歳入とし、一切の支出を歳出とし、歳出を分けて経常費及び予備費とする。
- 第3条 会員は年間14,400円の生徒会費を3回(4,5,6月)に分納し、入会金2,000円を4月に納入しなければならない。
- 第4条 臨時費の徴収を必要とする場合は議決部会の承認を得なければならない。
- 第5条 毎年度の予算は執行部が3月中旬までに原案を作成し議決部会の承認を経なければならない。
- 第6条 会計年度末に各科目の予算に余剰が生じたときは、一括して次年度予算の繰越金とする。
- 第7条 歳入予算の超過額は、全てこれを予備費に組み入れる。
- 第8条 各部会計は、毎年1月10日

までにその部の次年度における予算要求用紙に必要事項を記入し生徒会会計に提出する。

- 第9条 予算説明会は、各部部長、会計、生徒会執行部、及び生徒会顧問教員で構成し、予算原案の説明をする。
- 第10条 予算査定会は、各部部長、会計、生徒会執行部、及び生徒会顧問教員で組織し、各部から提出された請求書に基づき、その内容を検討し、予算案の査定をする。
- 第11条 予算協議会は、各部部長、会計、生徒会執行部、及び生徒会顧問教員で組織し、内容を検討し、予算案を協議し、議決部会に提出する。ただし、各部の代表者は議決権は認められない。
- 第12条 各部は綿密な計画の基に予算を執行し、予算額を超過することはできない。締め切り日は2月末日とする。
- 第13条 会員が中途退学等で会員資格がなくなったら年会費を月割計算し返金する。
- 第14条 生徒会執行部会計は、議決部会または会員の3分の1以上の

要求がある場合は、会計帳簿等を開示しなければならない。

第15条 本会の収支決算書を作成し、監査委員会、議決部会及び学校長に提出し、4月末日までに決算報告を行わなければならない。

平成 9年 2月10日一部改訂
平成15年 1月23日一部改訂
平成20年 4月 1日一部改訂
平成22年 4月 1日一部改訂

第16条 支出を要するときは、所定の請求用紙に必要事項を記入し、当該顧問教員の承認を得て、生徒会会計に提出する。

第17条 予算の支出は、原則として生徒会会計がこれにあたる。ただし、便宜上その事務を学校事務部に依頼する。

第18条 慶弔は次の通りとする。

1 弔 事

(1) 会員本人の死亡

香料 10,000円

(2) 会員の父母又は保護者の死亡

香料 10,000円

(3) 職員の死亡

香料 10,000円

2 見舞い

非常災害その他必要な場合、金額はその都度協議する。

平成 7年 4月 7日一部改訂

生徒会選挙規程

この規程は生徒会会則第8条による生徒会長選挙を公正に行うことを目的とする。

第1章 生徒会長選挙

第1条 生徒会長の選挙は全会員によってこれを行う。

第2条 生徒会長の選挙は選挙管理委員会（以下、選管と略称）の管理のもとにこれを行う。

第3条 立候補者は立候補届出に際し、会員30名以上の推薦人名簿を作成し、責任者を1名明記のうえ選管に届出なければならない。

第4条 選管は告示終了後、日時を定めて1回以上の立候補者立会演説会を開催しなければならない。

第5条 立候補者が1人の場合は信任投票を行う。この場合、全投票数の過半数以上の信任と85%以上の投票率を必要とする。

第6条 立候補者が2人以上の場合、最高得票者を当選者とする。ただし、得票数が全投票数

の20%以上を必要とする。

第7条 得票数が同数で当選者を決定し得ないときは決選投票を行う。

第8条 立候補者の選挙運動に関する制限は全て選管がこれを定める。

第9条 投票は無記名による直接選挙とする。その期日は届出締切日より1週間を以て開始し、原則として1回とする。ただし、投票率を85%に達するまで続行するものとする。

第10条 立候補者がいない場合、選管は生徒総会を招集して、生徒総会は相当数の立候補者を擁立しなければならない。

第11条 開票は投票の終了をもって開始し直ちにその結果を告示する。

第12条 選管は生徒会長の決定と同時に解散する。

第2章 選挙管理委員会

第13条 選管は議決部会より選出された6名（各学年2名）の委員により構成される。

第14条 選管の委員長・副委員長は、委員の互選とする。

第15条 選管は次の事務を行う。

- 1 選挙の告示
- 2 立候補者の受付と告示
- 3 立会演説会の運営
- 4 投票、開票の管理及び当選の確認と告示
- 5 選挙関係諸記録の作成・保管
- 6 その他選挙に関する一切の事務

第16条 選管は立候補届け出期間が満了した時には立候補者の名前を告示する。

第17条 選管は遅滞なく候補者届け出期間、投票期日、その他選挙に必要な事項を定めこれを告示する。

第18条 選挙管理委員が立候補したときは、その役職を失う。

第19条 委員に欠員が生じた場合は、その該当学年の議決部会より選出して補充する。

第3章 その他の選挙

第20条 臨時委員会の選挙に関しては生徒会長がこれを定める。

第21条 議決部会の議長、副議長及び書記の選出は、生徒会長の管理のもとに行う。

平成 8年 4月 6日改訂